

令和6年度東員町公共交通及びデジタル広告活用PR業務 仕様書

1. 事業名

令和6年度東員町公共交通及びデジタル広告活用PR業務

2. 事業目的

東員町広報戦略に掲げる基本目標の1つ『「まちを売り込む」から「まちに来る」へ』の実現のため、公共交通等を利用した広告および駅やバス停等が隣接する集客が見込める施設におけるデジタルサイネージや大型ビジョン等を活用し東員町のPR動画を配信することで、主に名古屋圏域を対象に東員町の魅力を発信し、交流人口、関係人口、定住人口の増加につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 公共交通機関を利用したPR事業

名古屋圏域の人へ効果的に東員町のPRを行うため、同圏域を運行するバス車体（1台以上）をラッピングし運行を行う。（例）名古屋市営バス（稲西営業所・中川営業所等）

- ① 効果的に東員町のPRができるバス（高速バスや路線バス等）路線や運行期間について提案すること。ただし、令和5年9月1日から三重交通株式会社の車両1台をラッピングし運行を行っている路線と重複しないこと。
- ② バスの運行は、可能な限り早く運行を開始することとし、遅くとも令和6年10月1日から運行できるよう調整すること。
- ③ 必要なデザイン調整、ラッピングの作成、取付、撤去等バスをラッピングするにあたり必要なすべての業務を行うこと。
- ④ ラッピングデザインについては東員町から支給するデザインで調整すること。
※デザインについては、①三重交通株式会社の車両デザインを想定している。ただし、バス会社等の審査等で当該デザインをラッピングし運行ができない場合は、修正もしくは別途東員町からデザインを支給するものとする。
- ⑤ ラッピングは、基本的にはバス側面及び後部とし、受注者の規定及び関係する法令等を遵守のうえ、東員町と協議して決定する。
- ⑥ バスのラッピングは、契約期間終了後も継続する場合がある。その場合はラッピングの撤去を延長し、広告掲出料のみで新規契約する。
- ⑦ バスラッピング後、当該車両を令和7年3月31日まで運行するための調整等一切の業務を行うこと。
- ⑧ ⑦の期間中の広告掲出料等の費用はすべて本委託料の中に含まれるものとする。

【①と④

の参考】

東員町ホームページ (<https://www.town.toin.lg.jp/soshiki/1002/2/1/2/1299.html>)

(2) デジタル広告を利用したPR事業

名古屋圏域の駅やバス停やそれぞれに隣接する施設等のデジタルサイネージや大型ビジョン、シネアド等において、東員町が指定する東員町PR動画を配信すること。

① 東員町が指定する東員町PR動画とは、内容が異なる3種類(PART1・2・3)があり、それぞれ60秒・30秒・15秒のものとする。

■横型ビジョン用 <時間>動画形式/字幕

<60秒> MP4・mov/字幕なし・日本語字幕・英語字幕

<30秒> MP4・mov/字幕なし・日本語字幕・英語字幕

<15秒> MP4・mov/字幕なし・日本語字幕・英語字幕
WMV/日本語字幕

■縦型サイネージ用 <時間>動画形式/字幕

<15秒> MP4・mov・WMV/日本語字幕・英語字幕

【参考】60秒バージョンの動画

・PART1 <https://youtu.be/OuHMGTCUjAQ>

・PART2 <https://youtu.be/k6j96uUN1lw>

・PART3 <https://youtu.be/SRdtFl5pUIU>

※PART1～3の30秒・15秒の動画については、60秒バージョンを短縮したものである。

② 効果的に東員町のPRができるよう、掲出する媒体、動画の長さや種類等は提案すること。

5. 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表を本町に提出し、全工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握や本町への状況報告等)を徹底すること。

6. 事業実績報告書

次の(1)(2)について、それぞれ事業実績報告書を作成し東員町政策課へ提出すること。

(1) 令和6年度東員町公共交通等広告業務(公共交通機関を利用したPR事業)・・・1部
ラッピングの取付前、取付状況、取付完成等の写真、ラッピングバスの運行状況等を取りまとめること。

(2) 令和6年度東員町公共交通等広告業務(デジタル広告を利用したPR事業)・・・1部
動画の放映状況や放映中の写真等を取りまとめること。ただし、シネアド等、放映中の写真撮影が困難な媒体については、放映実績が証明できる書類を添付することで写真に代えることができるものとする。

7. その他

- (1) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は東員町に帰属するものとし、ラッピングバスの写真等を町の PR の範囲において随時利用できるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (3) 本仕様書に規程がない事項については、本町と受託者で協議すること。